

昭和二十八年 十 月 五 日認可
昭和二十九年 一 月十六日一部改正認可
昭和三十三年 三 月廿五日一部改正認可
昭和三十三年 二 月 一 日一部改正認可
昭和三十五年 十 月十五日一部改正認可
昭和三十七年十二月 十 日一部改正認可
昭和四十一年 一 月 六 日一部改正認可
昭和五十一年 九 月 廿 日一部改正認可
昭和五十三年十二月十九日一部改正認可
平成 六 年 三 月廿八日一部改正認可
平成 七 年 三 月廿七日一部改正認可
平成 八 年 四 月 五 日一部改正認可
平成 十 年 三 月十七日一部改正認可
平成十四年 四 月 三 日一部改正認可
平成二十年一月二十八日一部改正認可
平成二十五年十二月九日一部改正認可
平成二十八年十二月二十日一部改正認可
平成二十九年十二月十二日一部改正認可
平成三十年十二月 四 日一部改正認可
令和 元 年十二月 五 日一部改正認可
令和 三 年十二月二十日一部改正認可
令和 七 年 九 月十八日一部改正認可

東京小売酒販組合定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 組合は組合員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基き酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安定と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、組合員の自主的且つ自由公正な事業活動の機会を確保し、もって酒税の保全に協力し、及び共同利益の増進を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 組合は東京小売酒販組合と称する。

(地区)

第三条 組合の地区は東京都一円とする。

(事業)

第四条 組合は左に掲げる事業を行う。

- 一 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の規定に基く酒税の保全措置の実施に対する協力
- 二 酒税法の規定による組合員の提出する申告書等の取りまとめ
- 三 国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達
- 四 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号、以下「組合法」という。）第八十四条の規定に基く財務大臣の勧告又は命令に対する協力
- 五 組合法第八十六条の規定に基く基準販売価格制度の実施に関する必要な施設
- 六 組合法第八十六条の五の規定する酒類の種類等の表示の実施及び酒類の販売価格等の表示の実施に対する協力
- 七 酒税法及び組合法の規定に基く検査取締に対する協力並びに組合員の酒税法違反を未然に防止するために必要な啓もう及び指導
- 八 原価の引下げ、能率の増進その他組合員の経営の合理化（酒類の取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するために必要なものを含む。）を遂行するため特に必要な場合において、次に掲げる事項についての規制（当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）
 - イ 組合員の酒類の販売のための施設
 - ロ 組合員の酒類の容器
 - ハ その他組合員が販売する酒類の販売方法
- 九 酒類市場安定のため組合員の酒類取引の正常化並にその取引のためにする折衝
- 十 組合員の販売する酒類その他その販売に要する物品の購入のあっせん及び組合員の販売する酒類の販売のあっせん
- 十一 組合員の資金の借入あっせん（あっせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。以下同じ。）
- 十二 組合員の福利厚生に関する施設
- 十三 組合員の事業に関する経営の合理化、又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 十四 商業道徳の高揚のための講演会等の開催
- 十五 酒類販売業に関する功労者の表彰
- 十六 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査研究及び検査並びにこれ等に関する資料、報告、図書等の刊行物の発行
- 十七 酒類販売管理研修の開催
- 十八 その他組合の目的達成のために必要な事業

(事業所の所在地)

第五条 組合は事務所を千代田区に置く。

(支所及び支部)

第六条 組合に支所及び支部を置くことができる。

(公告の方法)

第七条 組合の公告は事務所の掲示場に掲示し且つ組合の発行する公報に掲載して行う。

(通知又は催告)

第八条 組合が組合員に対してする通知又は催告は組合員名簿に記載した組合員の住所に宛ててする。

- 2 組合員が組合から通知又は催告を受ける場所を指定して組合に届出たときは、前項の規定にかかわらず、その場所に宛ててする。

(規約)

第九条 この定款で定めるものを除く外、事業の執行、会計の処理その他組合の運営に関し必要な事項は規約で定める。

第二章 組 合 員

(組合員の資格)

第十条 組合員たる資格を有する者は組合の地区内において販売場を有する酒類小売業者とする。

(加入)

第十一条 組合に加入しようとする者は、加入申込書を組合に差し出さなければならない。

2 前項の加入申込書には、左に掲げる事項を記載し申込者が署名しなければならない。

- 一 氏名又は名称
- 二 住所
- 三 組合の地区内にある販売場の位置
- 四 販売する酒類の種類
- 五 販売業の業態

3 第一項の加入申込書には、組合員たる資格を有することを証する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定により申込をしようとする者が法人であるときは、第二項に掲げる事項の外、その法人を代表すべき者の氏名及び住所をも加入申込書に記載しなければならない。

5 第一項の規定による加入の申込のあったときは、常務理事会でその諾否を決する。

6 前項の諾否を決したときは、その旨を書面をもって当該加入の申込をした者に通知する。

(相続)

第十二条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が相続開始後六十日以内に組合に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず相続人は相続開始の時にさかのぼって組合員となる。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは相続人の同意をもって選定された一人の相続人に限り前項の申出をなすことができる。

3 前二項による加入の申出をしようとする相続人は、加入申出書を組合に差し出さなければならない。

4 前項の加入申出書には前条第二項各号に掲げる事項のほか、被相続人の氏名を記載し、申出者が署名しなければならない。

5 第三項の加入申出書には組合員たる資格を有することを証する書面、相続の事実を証する書面及び第二項に該当する場合は相続人の同意のあったことを証する書面をそれぞれ添付しなければならない。

(法定脱退)

第十三条 組合員は左の事由により当然脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(任意脱退)

第十四条 組合を脱退しようとする組合員は脱退しようとする事業年度末から九十日前までにその旨の記載した書面を組合に差し出して予告し、その事業年度の終において脱退することができる。

(除名)

第十五条 左の各号の一に該当する組合員は、総会の議決によって除名することができる。この場合においてはその総会の会日の十日前までにその組合員に対して除名に関する議案を総会に提出する旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与える。

- 一 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為のあった組合員
- 二 次条に規定する業務を怠った組合員
- 三 第三十二条第一項の規定により組合が実施する協定に違反した組合員
- 四 酒税法若しくは組合法の規定により罰金以上の刑の執行を受けることとなった組合員又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）若しくは関税法（明治三十二年法律第六十一号）の規定により通告処分を受けその通知の旨を履行した組合員
- 五 前各号の外組合の信用を著しくき損又は失墜する行為のあった組合員

- 2 組合員を除名したときは、その旨及び除名の理由を記載した書面をもって、除名した組合員に通知する。

(経費等の納付義務)

第十六条 組合員は規約の定めるところにより組合経費の分担金並びに使用料及び手数料並びに過怠金を組合に納付しなければならない。

(届出等の義務)

第十七条 組合員は左に掲げる場合においては、一週間以内に当該各号に掲げる事項を組合に届け出なければならない。

- 一 第十一号第二項各号及び同条第四項に掲げる事項に異動があったときは、異動事項
 - 二 一年以上酒類小売業を休止し、又はこれを再開したときはその旨
- 2 組合員は理事会において必要と認め組合員に報告を求めた事項につき、理事会において定める期間内に組合に報告しなければならない。

第三章 役員、顧問、相談役、職員、及び検査員

(役員)

第十八条 組合に、左の役員を置く。

理事 二十二人以上三十二人以内

監事 四人又は五人

- 2 理事のうち一名を理事長、二名を副理事長及び二名を常務理事とし、理事会において選任する。

(役員任期)

第十九条 役員任期は左のとおりとする。

理事 二年または任期中の第二回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第二回目の通常総代会が二年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

監事 二年または任期中の第二回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第二回目の通常総代会が二年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 増員又は補充のため選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、他の理事又は監事の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、任期が満了し、又はその全員が辞任しても後任者が就任するまではなおその職務を行う。
- 4 役員は、再任されることを妨げない。

(役員選任)

第二十条 役員選任は、総代会の議決による。また、組合員若しくは組合員たる法人の役員又はこれらの者以外の者で酒類販売業に関し学識若しくは経験を有する者のうちから選任する。

- 2 役員のうち前項の学識又は経験を有する者の数は役員総数の四分の一を超えることができない。
- 3 役員選任に関する事項は、本条で定めるほか規程で定める。

(理事の職務)

第二十一条 理事長は組合を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐して組合の常務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事ともに事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事のうち一人が理事長の職務を代行する。

(監事の職務)

第二十二条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員解任)

第二十三条 組合は、総代会の議決により正当の事由があると認めたときには、役員を解任することができる。

- 2 総代会において、前項の規定による役員解任の議決をしようとする場合には、当該役員に弁明

する機会を与える。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 組合の理事と監事、監事と組合の職員とを兼ねることはならない。

(顧問及び相談役)

第二十五条 組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、組合の業務又は酒類業に関し特に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、組合の業務執行上の重要事項について理事長の諮問に答え、又は会議に列席して意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。
- 4 顧問及び相談役の任期は之を委嘱した当時の理事の任期による。

(職員)

第二十六条 組合に左の職員を置くことができる。

事務職員 若干名

技術職員 若干名

- 2 職員の任免は、常務理事会の決議により理事長が行う。
- 3 職員は、理事長の命を受けて組合の業務に従事する。

(検査員)

第二十七条 組合に第三十二条の規定に基く協定（以下この条及び第三十三条において「協定」という）の実施を検査するために検査員を置くことができる。

- 2 検査員の定数その他検査の実施に関し必要な事項は協定で定める。
- 3 検査員は、協定の実施を検査するため、組合員の営業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 4 検査員は、前項の検査をしようとする場合においては、組合が発行する証票を携帯し関係人の請求があったときはこれを呈示しなければならない。
- 5 前項の証票の様式は規約で定める。

第四章 事業執行

(理事会)

第二十八条 理事会は、理事の全員をもって組織する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事の総数の三分の一以上の者が必要ありと認めたときは、何時でも理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から十五日以内に正当な理由がないのに理事長が理事会招集の手続をしないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第二十九条 理事会の招集は、会日の七日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって各理事及び各監事に対して通知する。

- 2 前項の通知は、理事及び監事の全員の同意があるときに限り、省略することができる。

(理事会の議事)

第三十条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 5 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議決事項)

第三十一条 理事会には、この定款に特別の定めがあるものを除くほか、次の事項を附議する。

- 一 総会又は総代会に提出する議案

二 前号のほか、業務の執行に関して必要な事項

(協定の実施)

第三十二条 総代会において第四十八条第三号に掲げる協定の設定又は変更を議決したときは、組合は財務大臣の認可を受けて（組合法第四十三条第一項但書の規定の適用を受ける場合及び組合法第四十五条第一項の命令に基いて変更した場合を除く。）当該協定で定めるところにより、これを実施する。

(過怠金)

第三十三条 組合は協定に違反した組合員に対し、規約で定めるところにより過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の額は、二十万円の範囲内において協定で定める。

3 第一項の過怠金は、協定が効力を失った後においても、その効力を失った以後九十日以内は、なお当該協定で定めるところにより、これを課することができる。

第五章 総 会

(総会)

第三十四条 総会は、組合法に特別の定めがある場合を除く外、理事会の議決を経て、理事長がこれを招集する。

(総会招集の手続)

第三十五条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもってし、各組合員に通知してするものとする。

(議決権)

第三十六条 組合員は、各一個の議決権を有する。

2 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。この場合においては、その組合員の親族（組合員が法人である場合は、その役員）若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、前項の書面による議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

4 前二項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

5 代理人は、代理権を有することを証する書面を、組合に差し出さなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議長)

第三十七条 総会の議長は各総会ごとに選任する。

(総会の附議事項、議事)

第三十八条 総会には、左に掲げる事項を附議する。

一 第五十四条第一号規定による解散

二 合併

2 前項に掲げる事項は総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を要する。

3 組合法第三十四条第四項又は第六項の規定に基いて招集する総会には、第一項に規定する事項のほか、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、これ等の条に掲げる事項をも附議することができる。この場合においては、第四十八条各号に規定する事項以外の事項の議決については第四十五条の規定を第四十八条各号に規定する事項については同条各号列記以外の部分の規定を準用する。

第六章 総 代 会

(総代会の設置)

第三十九条 組合に総代会を置く。

(総代会の組織)

第四十条 総代会は総代をもって組織する。

(総代の定数及び任期)

第四十一条 総代の定数は三百六十名以内とする。但し百名を下ってはならない。

- 2 総代の任期は二年とする。
- 3 増員又は補充のため選任された総代の任期は、前項の規定にかかわらず他の総代の残任期間とする。
- 4 総代は、任期が満了し、又はその全員が辞任しても、後任者が就任するまではなおその職務を行う。
- 5 総代は、再任されることを妨げない。

(総代の選挙)

第四十二条 総代は、地区ごとに当該地区に酒類の販売場を有する組合員（以下「当該地区の組合員」という。）のうちから、当該地区の組合員によって選挙する。

- 2 前項の地区の区かく、各地区の総代の数及び選挙に関する必要事項は規約で定める。

(総代会)

第四十三条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

- 2 通常総代会は、毎事業年度終了後六十日以内に、臨時総代会は必要に応じ随時招集する。
- 3 総代会は、組合法に特別の定がある場合を除く外理事会の議決を経て、理事長がこれを招集する。

(総代会の招集の手続)

第四十四条 総代会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各総代に通知する。臨時総代会の招集についても同様に会日の十日前までに通知することができる。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提出するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

(総代会の議事)

第四十五条 総代会の議事は、第四十八条に規定する場合を除く外、総代の総数の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総代会の議決事項)

第四十六条 総代会にはこの定款で定めるものの外、左に掲げる事項を附議する。

- 一 毎事業年度の事業計画
- 二 収支予算の設定及び変更
- 三 借入金額の最高限度
- 四 規約の設定、変更又は廃止
- 五 前各号の外、理事会で必要と認めた事項

(緊急議案)

第四十七条 総代会は、第四十四条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても、緊急に実施する必要があると認めた事項に限り、議決することができる。

(総代会の特別議決)

第四十八条 左に掲げる事項は、総代の総数の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による総代会の議決による。

- 一 定款の変更
- 二 組合員の除名
- 三 組合法第四十三条第一項に規定する協定の設定、変更又は廃止

(総会に関する規定の準用)

第四十九条 総代会については、第三十六条及び第三十七条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第二項中「その組合員の親族（組合員が法人である場合は、その役員）若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と読み替えるものとする。

第七章 会 計

(事業年度)

第五十条 組合の事業年度は一年とし、毎年一月一日から始まりその年十二月三十一日に終る。

(経費)

第五十一条 組合の経費は、国から交付される交付金、組合員から徴収する組合経費の分担金、並びに組合員その他の者から徴収する使用料、手数料及び組合員に課する過怠金並びに寄付金をもって支弁する。

(経費の賦課)

第五十二条 組合は、組合員に対し、組合経費の分担金を賦課する。

- 2 前項の賦課金の賦課金額、賦課方法、徴収期限、徴収方法その他賦課に関する必要事項は規約で定める。

(使用料及び手数料)

第五十三条 組合が第四条に規定する事業として設置した設備を組合員の利用に供した場合には、その組合員から使用料を徴収することができる。

- 2 組合が第四条に規定する事業として組合員に対し酒類の販売、資金の借入その他のあつせんをし、及び指導又は検査（第二十七条に規定する検査を除く）を行った場合には、その組合員から手数料を徴収することができる。
- 3 組合に加入しようとするものから加入の手数料を徴収することができる。
- 4 前各項の使用料及び手数料の徴収金額、徴収期限、徴収方法その他使用料及び手数料の徴収に関する必要事項は規約で定める。

第八章 解散及び残余財産の処分

(解散)

第五十四条 組合は左に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の議決
- 二 合併
- 三 破産
- 四 組合法第九十条の規定による財務大臣の解散命令

(残余財産の処分)

第五十五条 組合が解散し、清算の結果残余財産があるときは清算人は、財務大臣の承認を受けて、組合の目的に類似する目的のためにその財産を処分する。